

「インドネシア：外貨購入規制の変更」

三菱東京UFJ銀行
国際企画部 情報戦略グループ

【概要】 インドネシア中銀は、外貨購入規制の変更を発表した。従来認められていた「（1顧客1カ月100千米ドル超の）外貨預金作成のための外貨購入」が禁止される。また、「購入可能通貨に対する制限」が実施され、実需確認資料（Invoice等）と同じ通貨のみ、購入可能となる。例えば、円建Invoiceに対して、同等額の米ドルを購入することはできなくなる。これまで、円建Invoiceに対して、インドネシア・ルピア 米ドル、米ドル 円のように2回に分割して米ドルを含めた為替予約を実施していた企業については、今後、同様の為替予約はできなくなる。

インドネシア中銀は、3月21日、外貨購入規制の変更についての中銀回状 14/11/DPM/2012 を発表した。本通達の元となる通達・回状は、中銀通達 10/28/PBI/2008、及びその細則となる中銀回状 10/42/DPD/2008 である。

主な変更点

1. 外貨預金作成の為の外貨購入の禁止

従来は認められていた外貨預金作成の為の外貨購入を禁止するもの。（1顧客1カ月100千米ドル超の取引が対象。）

但し、将来の支払予定に対して一旦外貨を購入し、支払日まで外貨預金にプールしておくことは可能。（要Invoice）

【筆者注】本件により、一部の投機的な外貨買い取引が抑制される可能性がある。

2. 確認資料（Statement Letter、Invoice等）の回収基準日の緩和

従来、「取引日」中に回収が求められていたもの。

本件後は原則取引日中とするものの、回収が難しい場合は予約期日迄に回収することを正式に許容。（居住者のみ）

3. 購入可能通貨に対する制限

実需確認資料（Invoice等）と同通貨のみ、購入可能とするもの。

例えば、円建Invoiceに対して、同等額の米ドルを購入することはできなくなる。

インドネシア・ルピア 米ドル、米ドル 円のように2回に分割して為替予約を実施していた企業については、今後、同様の為替予約はできなくなる。

4. リピーター取引に対する確認資料提出の簡略化

月例取引などのリピート取引については、確認資料提出を年1回にすることを許容する。銀行には、背景取引の実態把握・中銀宛説明義務が課せられる。

5. Invoice Listの許容

背景となるInvoiceが大量にあるケースなどで、当初の内容確認を前提に、Invoice Listのみの受入れを許容する。

将来の中銀検査において、個別Invoice提出が要求される可能性がある。

6. ATM取引におけるルピア口座からの外貨引出しについて

ATM取引におけるルピア口座からの外貨引出しについては、本規制の対象外とするもの。ATM取引については、別途通達が出状される予定。

レポート作成

国際企画部 情報戦略グループ 北村広明

E-mail:hiroaki_2_kitamura@mufg.jp

- ・ 本資料は情報提供を唯一の目的としたものであり、金融商品の売買や投資などの勧誘を目的としたものではありません。本資料の中に銀行取引や同取引に関連する記載がある場合、弊行がそれらの取引を応諾したこと、またそれらの取引の実行を推奨することを意味するものではなく、それらの取引の妥当性や、適法性等について保証するものでもありません。
- ・ 本資料の記述は弊行内で作成したものを含め弊行の統一された考えを表明したものではありません。
- ・ 本資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、その正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。最終判断はご自身で行っていただきますようお願いいたします。本資料に基づく投資決定、経営上の判断、その他全ての行為によって如何なる損害を受けた場合にも、弊行ならびに原資料提供者は一切の責任を負いません。実際の適用につきましては、別途、公認会計士、税理士、弁護士にご確認いただきますようお願いいたします。
- ・ 本資料の知的財産権は全て原資料提供者または株式会社三菱東京 UFJ 銀行に帰属します。本資料の本文の一部または全部について、第三者への開示および、複製、販売、その他如何なる方法においても、第三者への提供を禁じます。
- ・ 本資料の内容は予告なく変更される場合があります。